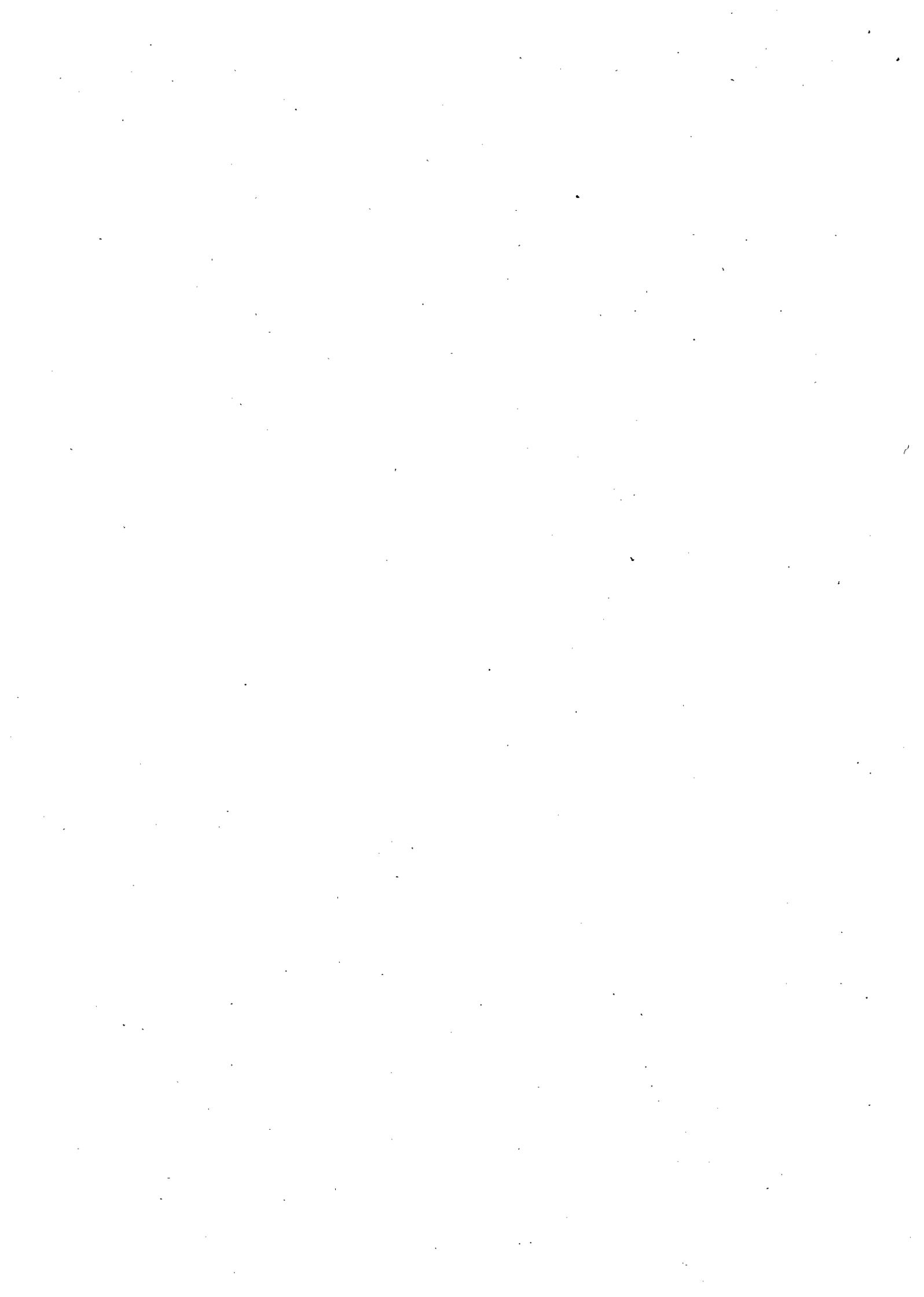


資料 9 自然環境局の諸問題について

2012年4月25日(水)
自然環境局

- ・ 資料9-1 生物多様性国家戦略の改定について
- ・ 資料9-2 三陸復興国立公園の取組について



生物多様性国家戦略の改定について

1. 改定の背景等

- ・ 現行の生物多様性国家戦略は、生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）に基づき、平成 22 年 3 月に閣議決定されている。
- ・ 下記背景等を踏まえ、平成 24 年 10 月にインドで開催される生物多様性条約第 11 回締約国会議（COP11）に間に合うよう、平成 24 年 9 月の閣議決定を目指して見直しを実施する。

- ① 現行の生物多様性国家戦略の計画期間は、概ね平成 24 年度までとされていること
- ② 平成 22 年 10 月に開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）において採択された愛知目標において、2015 年までに改定生物多様性国家戦略を策定することが盛り込まれるなど、COP10 の成果を踏まえた見直しが求められていること

2. 次期国家戦略の作業方針

① 愛知目標の達成に向けたロードマップの提示

- ・ 生物多様性の状況や取組の優先度等に応じた国別目標を設定し、「人と自然の共生」を長期ビジョンに掲げた愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを示す。
- ・ 目標の達成状況を測るための指標についても世界に率先して検討する。
- ・ 東日本大震災も踏まえ、恵みと脅威という二面性を持つ自然との共生のあり方を示す。

② 生物多様性地域戦略の指針となるべき事項の具体的提示

- ・ 都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、生物多様性地域戦略の策定に努めることとされているが、策定済みと把握している自治体は 17 道県 15 市町に留まっている。このため、生物多様性国家戦略において生物多様性地域戦略の策定に向けた指針を具体的に示し、生物多様性地域戦略の策定と同戦略に基づくボトムアップ型の取組を促進する。

③ わかりやすさ、読みやすさの工夫

- ・ 必要に応じて構成を見直すとともに、ページ数の削減に努め、わかりやすく、読みやすいものとする。

生物多様性国家戦略の改定スケジュール

- 1月27日 関係省庁連絡会議
- 2月 9日 中央環境審議会自然環境・野生生物合同部会
(国家戦略改定に係る諮問等)
- 3月～6月 中央環境審議会生物多様性国家戦略小委員会
(国家戦略改定案に係る検討等)

- 第1回：検討の進め方、各省施策ヒアリング
第2回：関係団体ヒアリング、検討すべき事項
第3回：論点検討
第4回：素案骨子検討
第5回：素案検討
第6回：案検討

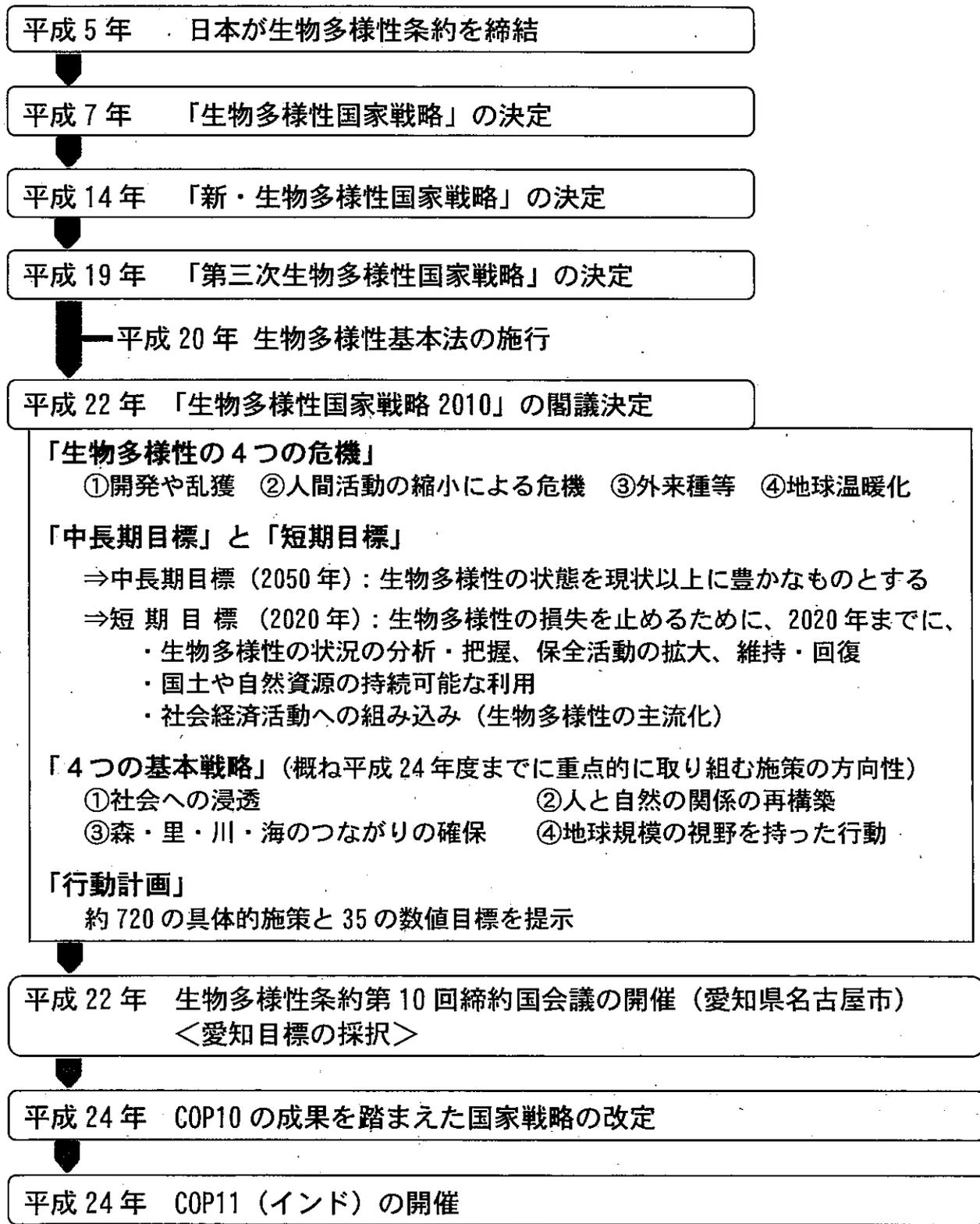
- 7月 パブリックコメントの実施（1ヶ月）及び
結果整理
- 8月～9月 中央環境審議会自然環境・野生生物合同部会
(案検討、答申)
- 関係省庁連絡会議
- 閣議決定
- 10月 生物多様性条約第11回締約国会議（COP11）
(於：インド)

1. 生物多様性国家戦略

(1) 概要

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画として、生物多様性条約及び生物多様性基本法（平成 20 年施行）に基づき策定

(2) 経緯



2. 愛知目標

戦略目標A. 生物多様性を主流化し、生物多様性の損失の根本原因に対処

- 目標 1 : 生物多様性の価値と行動の認識
- 目標 2 : 生物多様性の価値を国・地方の計画に統合、国家勘定・報告制度に組込
- 目標 3 : 有害な補助金の廃止・改革、正の奨励措置の策定・適用
- 目標 4 : 持続可能な生産・消費計画の実施

戦略目標B. 直接的な圧力の減少、持続可能な利用の促進

- 目標 5 : 森林を含む自然生息地の損失を半減→ゼロへ、劣化・分断を顕著に減少
- 目標 6 : 水産資源を持続的に漁獲
- 目標 7 : 農業・養殖業・林業を持続可能に管理
- 目標 8 : 汚染を有害でない水準へ
- 目標 9 : 侵略的外来種の制御・根絶
- 目標 10 : 脆弱な生態系への悪影響の最小化

戦略目標C. 生態系、種及び遺伝子の多様性を守り生物多様性の状況を改善

- 目標 11 : 陸域の 17%、海域の 10%を保護地域等へ
- 目標 12 : 絶滅危惧種の絶滅・減少が防止
- 目標 13 : 作物・家畜の遺伝子の多様性の維持・損失の最小化

戦略目標D. 生物多様性及び生態系サービスからの恩恵の強化

- 目標 14 : 自然の恵みの提供・回復・保全
- 目標 15 : 劣化した生態系の 15%以上の回復を 通じ気候変動緩和・適応に貢献
- 目標 16 : ABS に関する名古屋議定書の国内制度の施行・運用

戦略目標E. 参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化

- 目標 17 : 国家戦略の策定・実施
- 目標 18 : 伝統的知識の尊重・主流化
- 目標 19 : 関連知識・科学技術の改善
- 目標 20 : 資金資源を顕著に増加

三陸地域の自然公園等を活用した復興の考え方

中央環境審議会の答申(2012/3/9)

<背景>

■東日本大震災

- ・自然環境、自然公園施設・自然体験型利用への影響
- ・自然の脅威とのかかわり方の再考、価値観やライフスタイルの転換点

■自然と人とのかかわり

- ・沿岸の大風景(三陸海岸:海食崖・リアス海岸、松島:多島海、仙台湾:砂浜・湿地)
- ・津波、やませなどの厳しい自然
- ・豊かな自然に支えられた地域のくらし、文化、産業、里山・里海



<基本理念>

国立公園の創設を核とした グリーン復興

-森・里・川・海が育む自然とともに歩む復興-

- ・三陸復興国立公園の創設を始めとした様々な取組を通じて、森・里・川・海をつながりにより育まれてきた自然環境と地域のくらしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら復興する
- ・自然は地域のくらしの基盤、「自然と共に生きる」持続可能な社会の構築、自然環境への影響への配慮も重要



<基本方針>

- ① 自然の恵みの活用
- ② 自然の脅威を学ぶ
- ③ 森・里・川・海をつながりを強める

グリーン復興プロジェクト

- ① 三陸復興国立公園の創設(自然公園の再編成)
- ② 里山・里海フィールドミュージアムと施設整備
- ③ 地域の宝を活かした自然を深く楽しむ旅(復興エコツアーリズム)
- ④ 南北につながる交流を深める道(東北海岸トレイル 青森県蕪島～福島県松川浦)
- ⑤ 森・里・川・海をつながりの再生
- ⑥ 持続可能な社会を担う人づくり(ESD)の推進
- ⑦ 地震・津波による自然環境への影響の把握(自然環境モニタリング)



<効果的な実施に向けて>

- ・地域の復興計画との調和
- ・他省庁の施策・ジオパークなどの取組との連携
- ・国際的な情報発信
- ・多様な主体が参加・協働するプラットフォームの形成

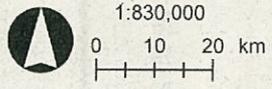


三陸復興国立公園として再編成を検討する地域



自然公園等の区域

- 国立公園
- 国定公園
- 県立自然公園
- 国指定鳥獣保護区



陸中海岸国立公園の復旧状況（直轄事業関係）

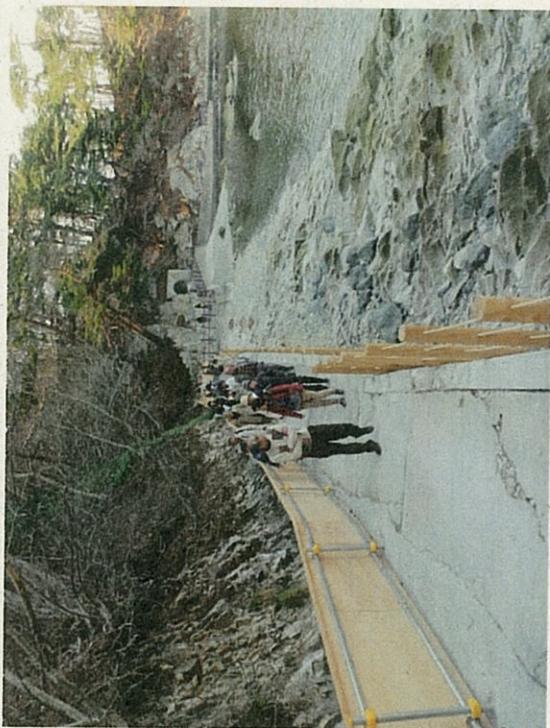
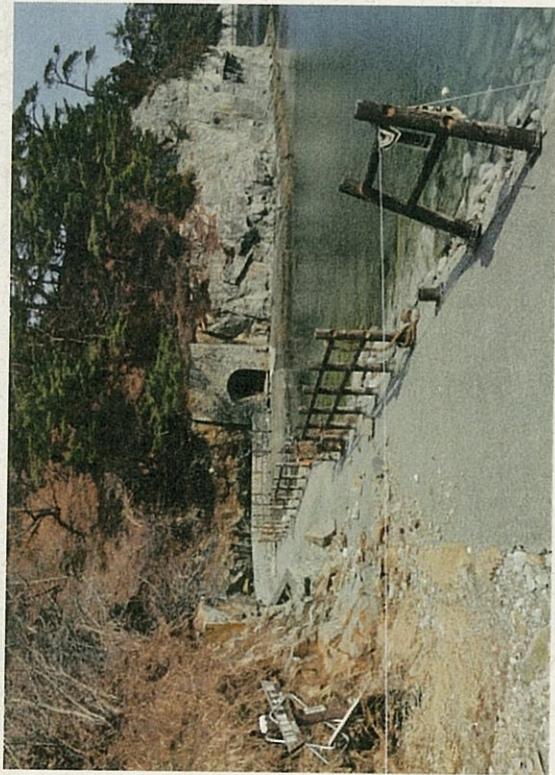
— 陸中海岸国立公園区域



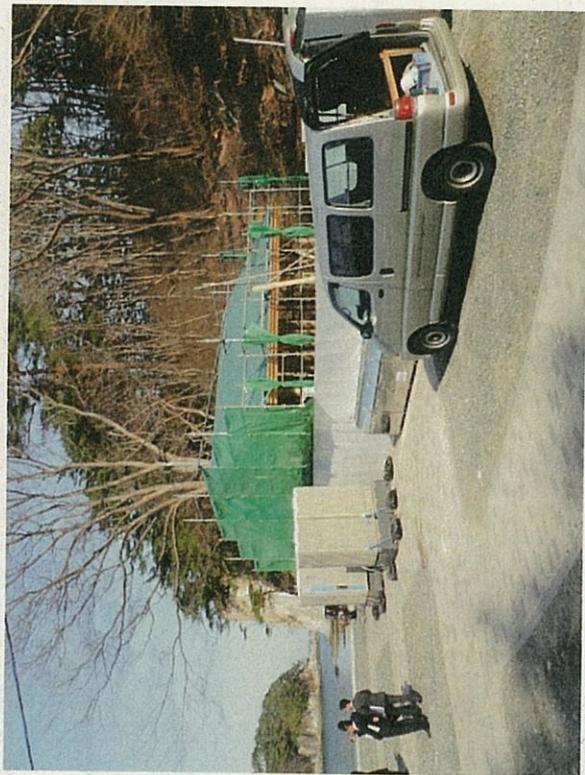
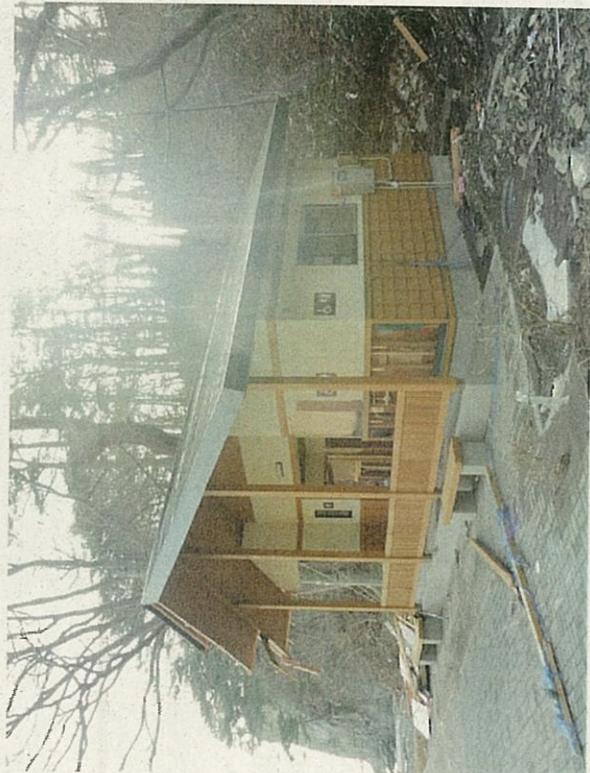
陸中海岸国立公園の主要な利用拠点や海岸部の歩道において、直轄復旧事業を実施中

年度	23	24	25以降
宮古姉ヶ崎 (宮古市)	津波跡片付等 測量設計 ※7月に仮復旧	復旧工事	
浄土ヶ浜 (宮古市)	津波跡片付等 測量設計 ※7月に仮復旧	復旧工事	
碓石海岸 (大船渡市)	測量設計 ※中核施設の被害は軽微。 震災直後より供用	復旧工事	
船越 (山田町)		測量設計	復旧工事
気仙沼大島 (気仙沼市)	津波跡片付等 測量設計 ※7月に仮復旧	復旧工事	
海岸歩道 (久慈市、野田村、普代村、 田野畑村等)	測量設計 ※被害の軽微な区間 より順次供用再開	復旧工事	

歩道の仮復旧(浄土ヶ浜)



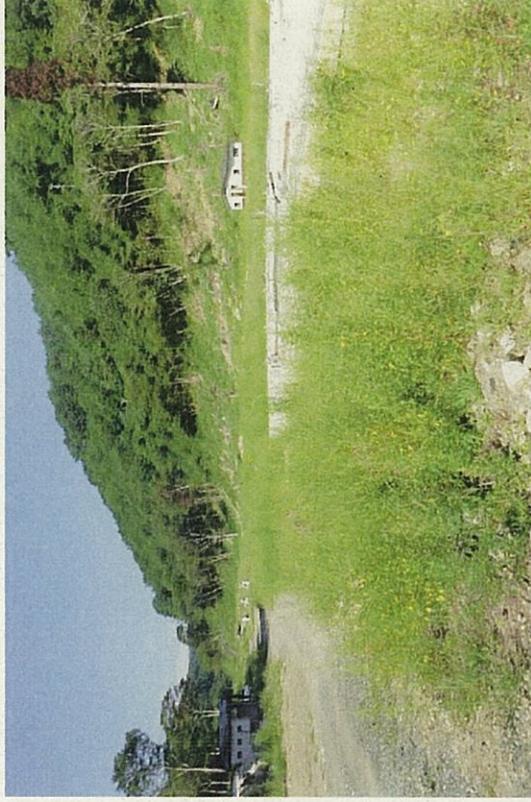
トイレ本復旧整備の着手(浄土ヶ浜)



海岸部野営場の高台移転・園地化整備(中ノ浜)



被災直後



津波堆積物等片付後



被災直後



津波堆積物等片付後(被災遺構として保存検討中)

